



マイナンバー制度が始まりました

2015年10月より、マイナンバーが住民票の住所に簡易書留で送られています。
マイナンバー（社会保障・税番号）とは、日本国内の全住民（住民票を有する人）がもつ12桁の番号です。この番号は、生涯変わりません。

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害対策

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

- 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

【内閣府HPより】

届いた「通知カード」は大切に保管し、マイナンバーの取り扱いには十分注意しましょう。電話やメールで、マイナンバーを聞かれることはありません。

LPA活動では、暮らしに役立つ学習会や相談会を店舗や支所で開催しています。出前講座も行っています。お気軽に下記へお問い合わせ下さい。

LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局

TEL : 092-947-9003 FAX : 092-947-9192